

共済
NEWS

公告広報

No. 123

公 告

平成25年三職共公告第4号

定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

平成25年2月27日
三重県市町村職員共済組合
理事長 西田 健

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市万町津173 三重市町村会館内
発行人	北 恭一郎
電話	(059)-228-2938

三重県市町村職員共済組合定款の一部変更について

三重県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）の一部を次のように変更する。

第35条第1項中「行なう」を「行う」に改め、第5号を削る。

第36条第1項中「25,000円」の次に「(地方公務員等共済組合法施行令(以下「施行令」という。))第23条の3の4第1項第2号に掲げる組合員(以下「上位所得者」という。))の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)」を加え、同条第2項中「地方公務員等共済組合法施行令(以下「施行令」という。))」を「施行令」に改め、「50,000円」の次に「(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円)」を加え、同項ただし書中「21,000円」を「25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)」に、「25,000円未満」を「25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)未満」に、「25,000円を加えた額」を「25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額」に改める。

第36条の2第1項中「25,000円」の次に「(上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)」を加える。

第37条を次のように改める。

第37条 削除

第40条第1項(1)の表中短期給付に係る数値のうち「1,000分の2.25」を「1,000分の1.9」に、同項(2)の表中短期給付に係る数値のうち「1,000分の1.8」を「1,000分の1.52」に改める。

第42条中「平成24年度」を「平成25年度」に、「1,850円」を「1,905円」に改める。

附則第2項の表中短期給付に係る数値のうち「1,000分の1.8」を「1,000分の1.52」に改める。

附則第6項中「25,000円」の次に「(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)」を加える。

附則第7項中「50,000円」の次に「(上位所得者に係るものにあつては、100,000円)」を加え、同項ただし書中「21,000円」を「25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)」に、「25,000円未満」を「25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)未満」に、「25,000円を加えた額」を「25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額」に改める。

附 則(平成25年2月27日公告第4号)

- 1 この変更は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条第1項及び第2項、第36条の2第1項並びに附則第6項及び第7項の規定は、平成25年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族

訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

- 3 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第36条第1項、第36条の2第1項及び附則第6項の規定を適用する場合には、これらの規定中「50,000円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	30,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	35,000円

- 4 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第36条第2項本文及び附則第7項本文の規定を適用する場合には、これらの規定中「100,000円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、変更後の第36条第2項ただし書及び附則第7項ただし書の規定を適用する場合には、これらの規定中「50,000円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	60,000円	30,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	70,000円	35,000円

- 5 平成25年3月31日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。
- 6 変更後の第40条第1項及び附則第2項の規定は、平成25年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

三重県市町村職員共済組合定款新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>(附加給付)</p> <p>第 35 条 組合が法第 54 条の規定により、附加給付として<u>行</u>う給付は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (4)(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(附加給付)</p> <p>第 35 条 組合が法第 54 条の規定により、附加給付として<u>行な</u>う給付は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (4)(略)</p> <p><u>(5) 災害見舞金附加金</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(家族療養費附加金)</p> <p>第 36 条 家族療養費附加金は、法第 59 条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養(法第 56 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)及び同項第 2 号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。))を除く。以下同じ。)に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額(法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が 1 件につき 25,000 円(<u>地方公務員等共済組合法施行令(以下「施行令」という。)</u> 第 23 条の 3 の 4 第 1 項第 2 号に掲げる組合員(以下「上位所得者」という。)の被扶養者に係るもの)にあっては、50,000 円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イから二までに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)</u>における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が 50,000 円(<u>上位所得者又はその被扶養者に係るもの)にあっては、100,000 円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲</u></p>	<p>(家族療養費附加金)</p> <p>第 36 条 家族療養費附加金は、法第 59 条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養(法第 56 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)及び同項第 2 号に規定する生活療養(以下「生活療養」という。))を除く。以下同じ。)に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額(法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が 1 件につき 25,000 円を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>地方公務員等共済組合法施行令(以下「施行令」という。)</u> 第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合(同号イから二までに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。)における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が 50,000 円を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額のうち</p>

変 更 後	変 更 前
<p> <u>げ</u>る金額のうち <u>25,000 円(上位所得者又はその被扶養者に係るもの)にあっては、50,000 円)</u> 以上のもの(以下この項において「<u>家族高額療養負担額</u>」という。)が 1 件のみであり、かつ、<u>家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額(以下この項において「<u>家族特定合算対象額</u>」という。)</u>が <u>25,000 円(上位所得者又はその被扶養者に係るもの)にあっては、50,000 円)</u> 未満の場合にあっては、<u>家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に 25,000 円(上位所得者又はその被扶養者に係るもの)にあっては、50,000 円)</u>を加えた額を控除して得た額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 </p> <p>3 ~ 5 (略)</p> <p>(家族訪問看護療養費附加金)</p> <p>第 36 条の 2 家族訪問看護療養費附加金は、法第 59 条の 3 の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額(法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合(施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。)にあっては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が 1 件につき <u>25,000 円(上位所得者の被扶養者に係るもの)にあっては、50,000 円)</u>を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、これを支給しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p> <u>21,000 円</u>以上のもの(以下この項において「<u>家族高額療養負担額</u>」という。)が 1 件のみであり、かつ、<u>家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額(以下この項において「<u>家族特定合算対象額</u>」という。)</u>が <u>25,000 円未満</u>の場合にあっては、<u>家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に 25,000 円</u>を加えた額を控除して得た額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。 </p> <p>3 ~ 5 (略)</p> <p>(家族訪問看護療養費附加金)</p> <p>第 36 条の 2 家族訪問看護療養費附加金は、法第 59 条の 3 の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額(法第 62 条の 2 の規定に基づき高額療養費が支給される場合(施行令第 23 条の 3 の 3 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。)にあっては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が 1 件につき 25,000 円を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、支給しない。</p> <p>2 (略)</p>

変更後

第37条 削除

(掛金及び負担金の額)

第40条 (略)

(1) 給料の額に乗じる数値

組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合		
	短期 給付		福祉 事業	短期 給付		福祉 事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000分 の59.45	1,000分 の6.5	1,000 分の	1,000分 の59.45	1,000分 の6.5	1,000 分の
長期組合員 市町村長長期組合員 特定消防長期組合員	1,000分 の1.9	-		2.25	1,000分 の1.9	

(2) 期末手当等の額に乗じる数値

組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合		
	短期 給付		福祉 事業	短期 給付		福祉 事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000分 の47.56	1,000分 の5.2	1,000 分の	1,000分 の47.56	1,000分 の5.2	1,000 分の
		1.8			1.8	

変更前

(災害見舞金附加金)

第37条 災害見舞金附加金は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときに支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 法第73条の規定に基づき災害見舞金が支給されるとき。 災害見舞金の額の10分の6に相当する額

(2) 法第72条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受け、法別表第1に掲げる損害の程度に満たない場合において、当該住居若しくは家財の5分の1以上が焼失し、若しくは滅失したとき又はこれらと同程度の損害を受けたとき。 給料の1月分に相当する金額に法第73条に規定する政令で定める数値を乗じて得た額の100分の50に相当する額

(掛金及び負担金の額)

第40条 (略)

(1) 給料の額に乗じる数値

組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合		
	短期 給付		福祉 事業	短期 給付		福祉 事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000分 の59.45	1,000分 の6.5	1,000 分の	1,000分 の59.45	1,000分 の6.5	1,000 分の
長期組合員 市町村長長期組合員 特定消防長期組合員	1,000分 の2.25	-		2.25	1,000分 の2.25	

(2) 期末手当等の額に乗じる数値

組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合		
	短期 給付		福祉 事業	短期 給付		福祉 事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000分 の47.56	1,000分 の5.2	1,000 分の	1,000分 の47.56	1,000分 の5.2	1,000 分の
		1.8			1.8	

変更後

長期組合員	1,000分	-	1,000分	-
市町村長長期組合員	の1.52		の1.52	
特定消防長期組合員				

(資金の繰入れ)

第42条 平成25年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、1,905円とする。

附則

1 (略)

2 (略)

組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合		
	短期	給付	福祉事業	短期	給付	福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分の1.8	1,000分	1,000分	1,000分の1.8
市町村長組合員	の47.56	の5.2		の47.56	の5.2	
特定消防組合員						
長期組合員	1,000分	-		1,000分	-	
市町村長長期組合員	の1.52			の1.52		
特定消防長期組合員						

3～5 (略)

6 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費(食事療養及び生活療養に係る部分を除く。)療養費(食事療養及び生活療養に係る部分を除く。)及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担

変更前

長期組合員	1,000分	-	1,000分	-
市町村長長期組合員	の1.8		の1.8	
特定消防長期組合員				

(資金の繰入れ)

第42条 平成24年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、1,850円とする。

附則

1 (略)

2 (略)

組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合		
	短期	給付	福祉事業	短期	給付	福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分の1.8	1,000分	1,000分	1,000分の1.8
市町村長組合員	の47.56	の5.2		の47.56	の5.2	
特定消防組合員						
長期組合員	1,000分	-		1,000分	-	
市町村長長期組合員	の1.8			の1.8		
特定消防長期組合員						

3～5 (略)

6 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費(食事療養及び生活療養に係る部分を除く。)療養費(食事療養及び生活療養に係る部分を除く。)及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあつては、当該一部負担

変 更 後	変 更 前
<p>金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額)が1件につき25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の3第1項第1号イから二までに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円(上位所得者に係るものにあつては、100,000円)を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の3第1項第1号イから二までに掲げる金額のうち25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)以上のもの(以下この項において「高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額(以下この項において「特定合算対象額」という。)が25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に25,000円(上位所得者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>8～13 (略)</p>	<p>金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額)が1件につき25,000円を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の3第1項第1号イから二までに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の3第1項第1号イから二までに掲げる金額のうち21,000円以上のもの(以下この項において「高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額(以下この項において「特定合算対象額」という。)が25,000円未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に25,000円を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。</p> <p>8～13 (略)</p>